

第3期津別町子ども・子育て支援事業計画

計画期間 令和7年度～令和11年度



津別町

第1章 計画策定の趣旨

1 子ども・子育て支援事業計画策定の背景と趣旨

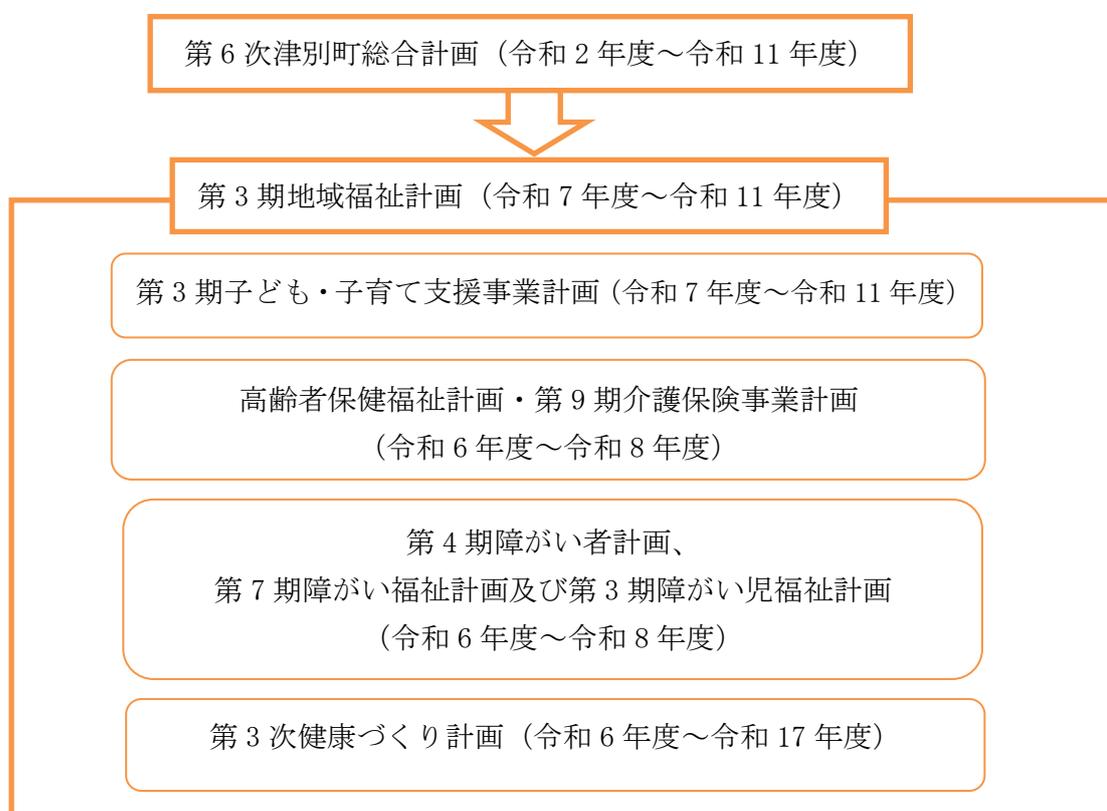
平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立したことに基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域における子ども・子育て支援の充実が図られています。

子育て世代の女性の就労、男女共同参画が進む近年では、男女が共に仕事と子育ての両立を実現し、子育てを担うことができる環境づくりが強く求められています。子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子育て中の男女が働きやすい雇用・職場環境の整備、きめ細やかな教育・保育サービスの提供を図ることが課題となっています。国においては、急速な出生率の低下による少子高齢化の進行、児童虐待の増加やこどもの貧困、こどものいじめや自殺の増加など、こどもを取り巻く諸問題を背景に、令和5年4月こども家庭庁が発足し、同時にこども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することとされています。

町では、子ども・子育て支援制度のもと、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、平成27年3月に「第1期津別町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期津別町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の充実や地域のニーズに応じた様々な子育て支援策を行ってきましたが、この度、令和6年度で最終年度を迎えることから、「第3期津別町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の法的根拠と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策についての計画(市町村計画)と位置付け、一体的な計画とし、すべてのこども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、地域住民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。また、こどもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、「第6次津別町総合計画」をはじめ、関連する各種計画との整合、連携を図ります。

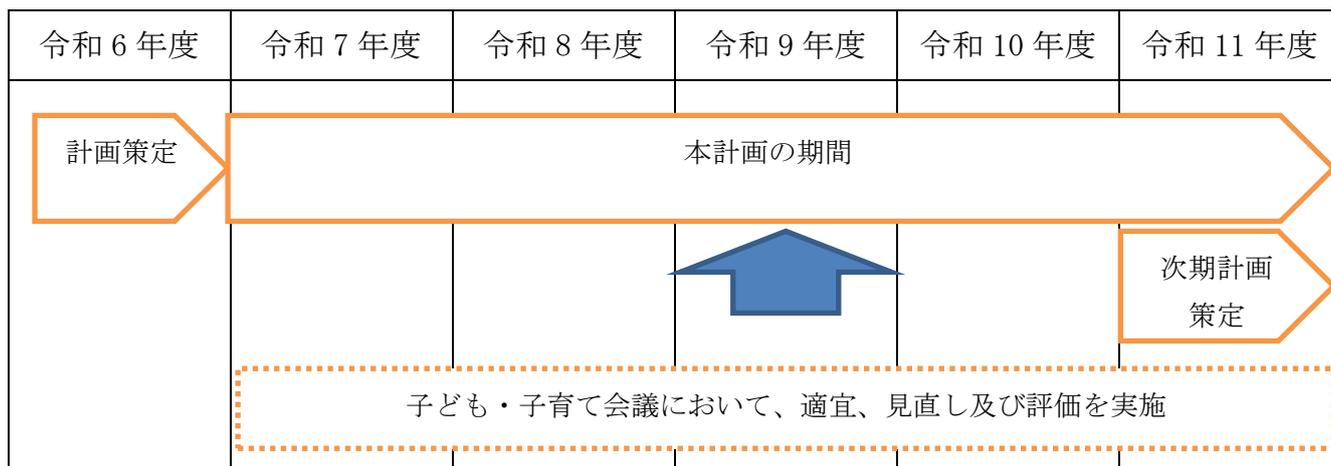


3 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第61条の規定に基づき、5年を一期として策定することとされており、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

なお、計画の最終年度である令和11年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期5年間の計画を推進します。



4 計画の対象

本計画の支援の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね 18 歳までの子どもとその家族とします。また、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体など地域社会を構成する全ての人も対象とします。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村の合議制機関として設置が努力義務化している「地方版子ども・子育て会議」として子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者・地域父母の委員等で構成する「津別町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

また、令和 5 年 12 月 29 日から令和 6 年 1 月 26 日にかけて、就学前児童保護者、就学児童保護者を対象に「子ども子育て支援に係るアンケート調査」、町内の中学 2 年生、高校 2 年生を対象に「ヤングケアラー支援に係る実態調査」を実施しました。

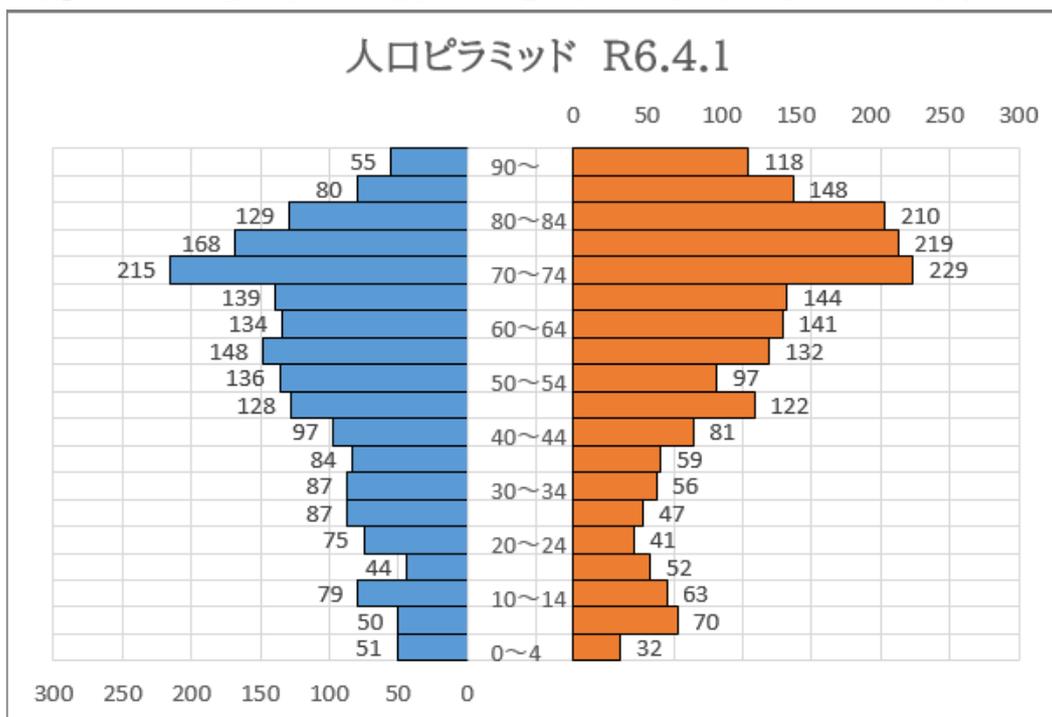
その結果につきましては、付属資料としております。

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯等の状況

(1) 人口ピラミッド（性別・5歳区分別人口）

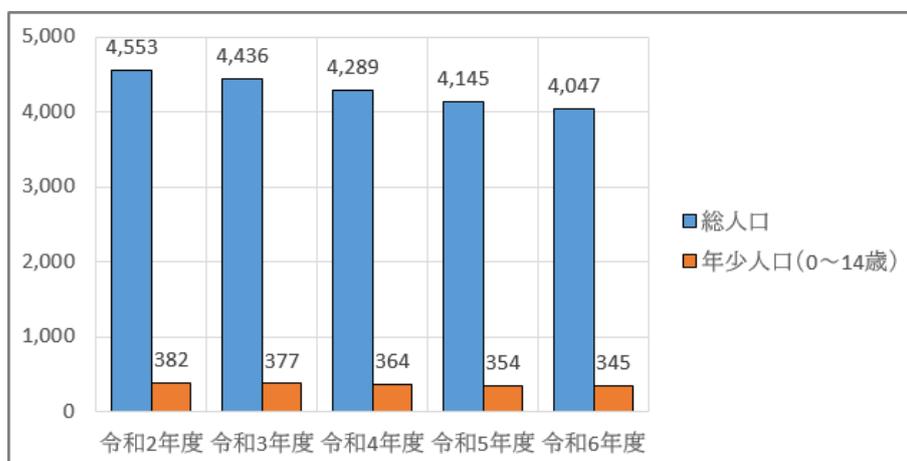
本町の性別・5歳区分別の人口構成は、男性は「70歳から79歳」、女性は「70歳から84歳」の人口が多く、こども、若年層の人口が少なくなっています。



出典：住民基本台帳（4月1日現在）

(2) 総人口及び年少人口（0歳から14歳の推移）

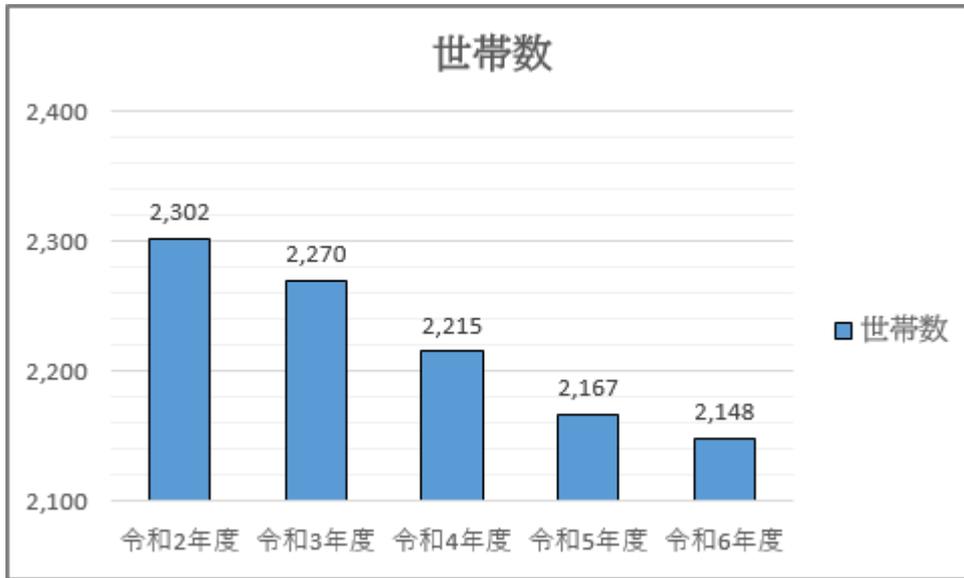
本町の総人口は年々減少しています。また、0歳から14歳の年少人口についても同様に年々減少しています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯数の推移

本町の世帯数の状況は、過去5年で令和4年より急激に減少しています。

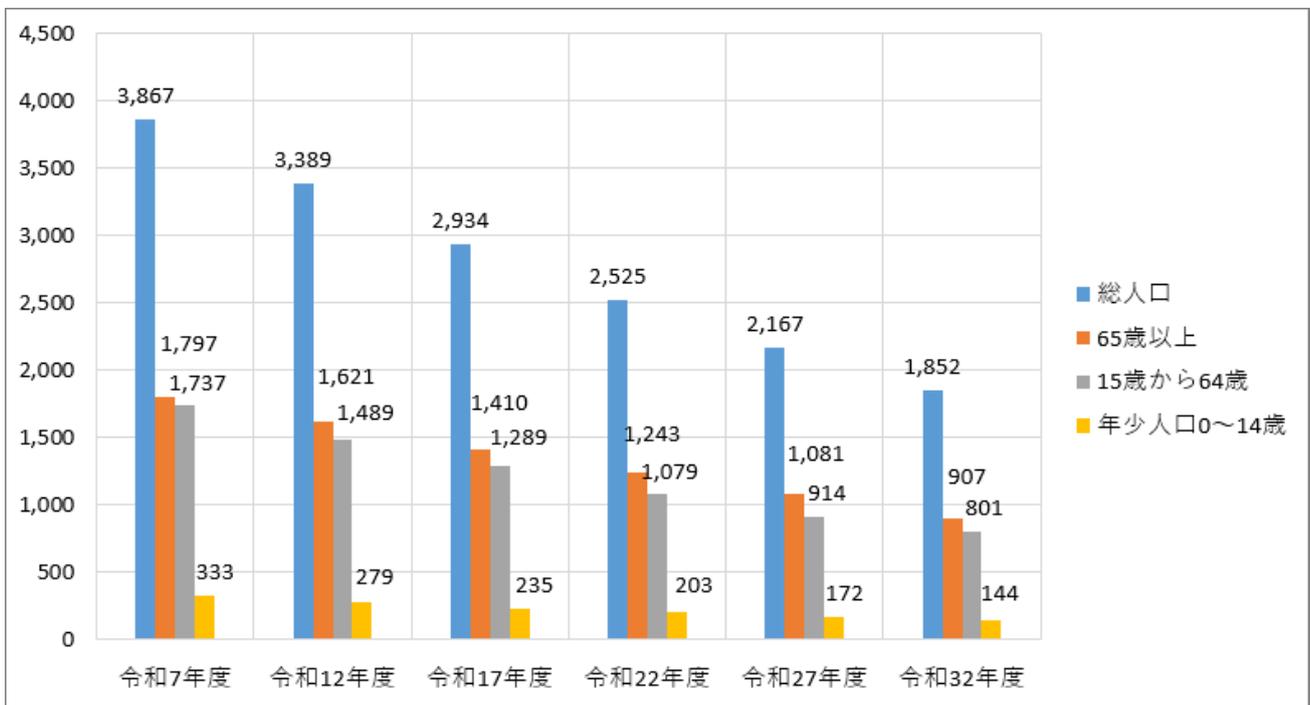


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 今後の人口推計（総人口及び年齢別人口）

本町の総人口は今後減少していくことが推計されており、いずれの世代でも緩やかに減少していくことが推計されています。

年齢別人口推計



出典：国立人口問題研究所(令和5年12月推計)

(5) 人口動態の推移

本町の出生数から死亡数を差し引いた自然増減数は、62人から85人の間で減少しており、転入数から転出数を差し引いた社会増減数は、直近5年間で見ると75人から19人の間で減少しています。

また、人口増減数は、直近5年間でみると毎年およそ122人から104人の間で減少しています。

人口動態の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自然動態	出生数(人)	21	23	9	17	12
	死亡数(人)	83	85	88	87	97
	自然増減数(人)	-62	-62	-79	-70	-85
社会動態	転入数(人)	147	139	109	119	122
	転出数(人)	207	189	184	185	141
	社会増減数(人)	-60	-50	-75	-66	-19
人口増減数(人)		-122	-112	-154	-136	-104

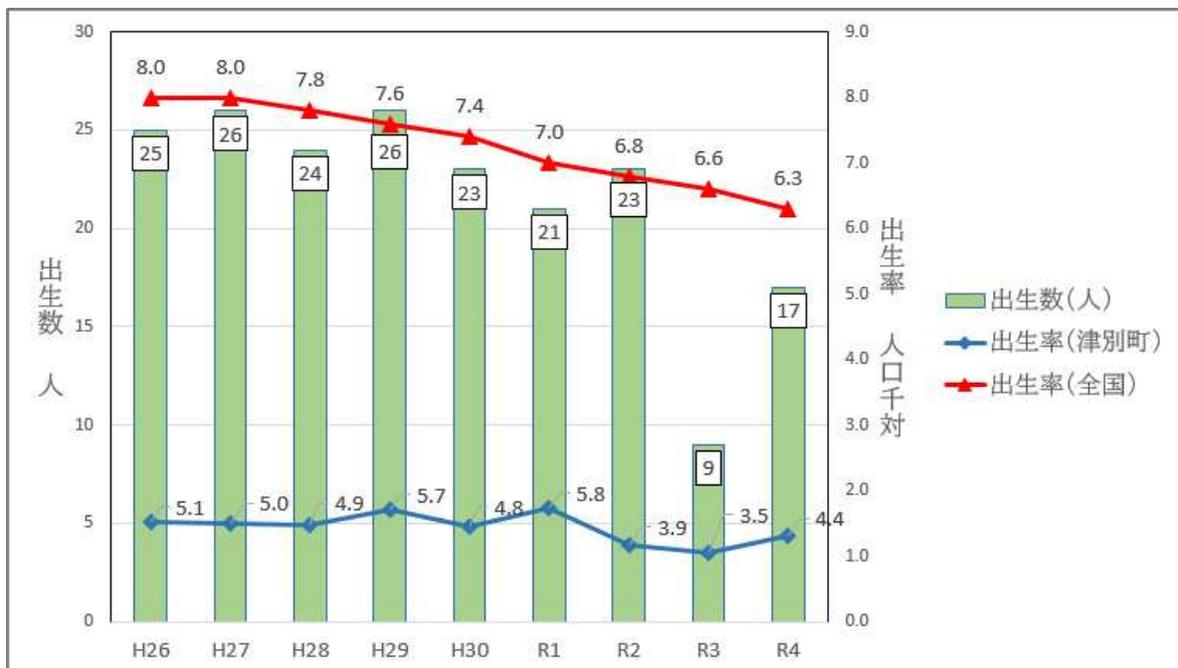
出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(6) 出生数の動向

出生数は、上下はありますが20人前後で推移しています。出生率は全国平均を下回っています。

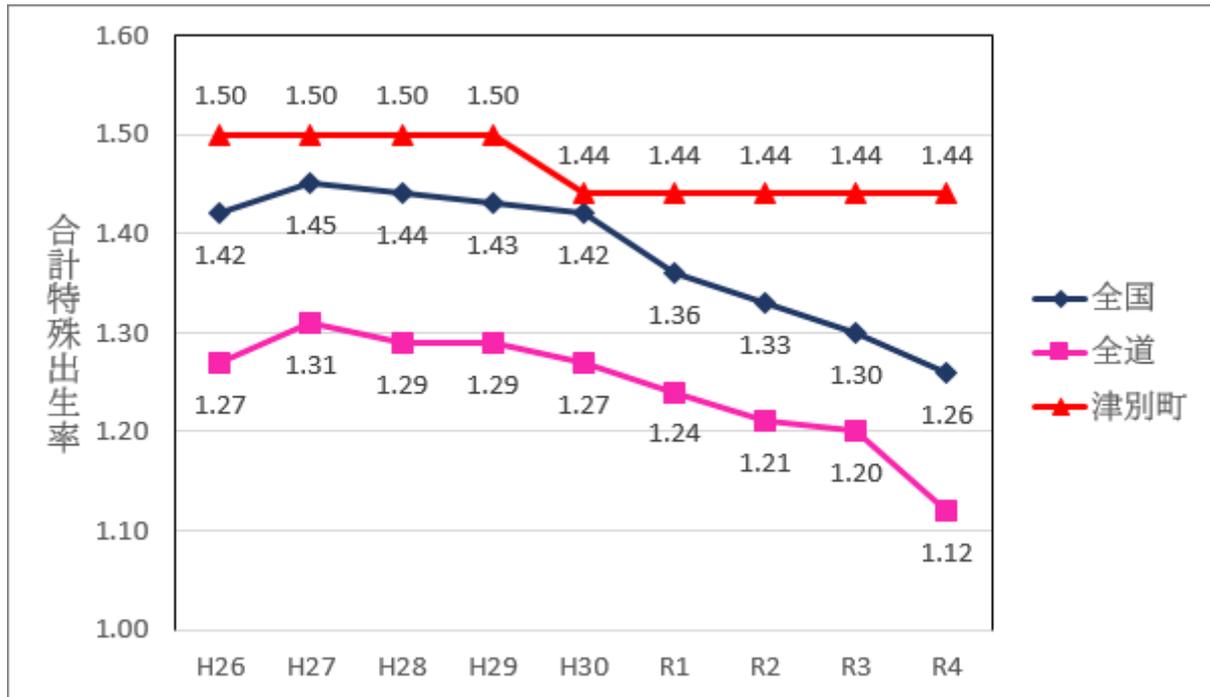
合計特殊出生率は、全国平均を上回っています。

1年間の出生数と出生率



出典：北海道保健統計年報

合計特殊出生率の推移



※出生率 その年の出生数を総人口で割ったもの

出典：北海道保健統計年報、e-Stat

※合計特殊出生率 一人の女性が一生に産むこどもの平均数

(7) 婚姻の状況

津別町で受理され、住民票のあるもの

婚姻の状況は、この5年間で11件から5件で推移しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
婚姻数(件)	11	10	14	6	5

出典：保健福祉課

2 認定こども園の状況

(1) 1号認定の状況

入園数は、27人から9人で推移しています。

単位：人

認定こども園	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	27	18	21	12	9

出典：保健福祉課

(2) 2号、3号認定の状況

入所者数は、87人から80人で推移しています。

各年4月1日現在の保育所在籍数

単位：人

認定こども園	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	3歳未満	3歳以上	計												
2号、3号認定	32	55	87	31	46	77	26	47	73	22	51	73	22	58	80

出典：保健福祉課

3 小学校・中学校の状況

(1) 小学校・中学校の状況

本町には小学校が1校、中学校が1校あり、令和6年度の小学校児童数は153人、中学校生徒数は81人となっています。

【小学校・中学校の児童・生徒数の推移】

津別小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数		1	1	1	1	1
児童数	1年生(人)	31	28	18	27	20
	2年生(人)	32	31	29	16	27
	3年生(人)	16	32	32	29	16
	4年生(人)	37	16	32	30	30
	5年生(人)	33	35	17	32	27
	6年生(人)	23	33	35	17	33
	計	172	175	163	151	153
教職員数(人)		20	20	20	20	24
教員一人あたりの児童数		8.6	8.7	8.1	7.5	6.3

津別中学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中学校数		1	1	1	1	1
生徒数	1年生(人)	20	21	33	34	17
	2年生(人)	29	20	21	32	33
	3年生(人)	15	28	20	21	31
	計	64	69	74	87	81
教職員数(人)		14	15	17	17	16
教員一人あたりの児童数		4.5	4.6	4.3	5.1	5.0

出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）

4 子ども・子育て支援に関する各種事業の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(小学1年生～6年生)に対し、授業の終了後等に児童館を利用して適切な生活及び遊びの場を与えて、児童の健全育成を図っています。

【放課後児童クラブの概要(令和6年4月1日現在)】

	開設場所	開設時間		
		平日	土曜日	長期休暇中
児童クラブ	児童館	下校後～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00

※休業日：日曜日、祝日、年末年始、その他(悪天候、感染症等による学級・学校閉鎖)

【放課後児童クラブの登録児童数(令和6年4月1日現在)】

	登録児童数(人)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童クラブ	15	17	19	10	12	6	69

【放課後児童クラブの利用状況の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間開催日数(日)	288	293	293	285	292
登録数(人)	72	90	93	84	73

※令和2年度～4年度は新型コロナにより登録者のみの利用に制限したため、登録者数が増

(2) 放課後児童クラブの活動状況

放課後の適切な遊びの場、生活の場として開設し、日常的な活動では異年齢で体を動かしたり、ボードゲームをしたり、読書をしたりと自由遊びの中で健全育成を行っています。

放課後子ども教室と連携し、土曜日や学校長期休業中には工作体験、図書館やプールなど町内施設を活用した体験、アソビバ!つべつでの自然体験・スポーツ活動、年1回のバス遠足などに参加して様々な体験をしたり、こども同士に限らず地域の方との交流も深めています。

(3) 放課後子ども教室の活動

小学生～中学生誰もが児童館を利用し、放課後や週末のこどもの居場所として日常的な遊び・各種体験活動・異年齢交流の場として開設し、健全育成を行っています。

日常的な自由遊びの他、工作体験、町内施設を活用した体験、アソビバ!つべつでの自然体験・スポーツ活動、年1回のバス遠足など地域資源を活用した活動や地域の方との交流を深めています。

【放課後子ども教室の利用状況の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数(人)	3,164	842	1,271	1,204	2,306

※令和元年度～4年度は新型コロナによる閉鎖、利用制限あり

(4) アソビバ!つべつの活動

津別町にある豊富なフィールドを活用し、放課後や週末を利用してこどもたちの居場所・体験学習・異年齢交流づくりの場であるアソビバ!つべつ事業を実施しています。

小中学生を対象とし、週末を中心に専門講師を招いたり、地域住民が講師となって自然体験、スポーツ、文化、農業、林業、調理、宿泊体験など様々な体験活動を展開し、郷土愛の育成を図り、こどもたちの自主性や協調性を育てています。

【アソビバ!つべつの利用状況の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録数(人)	76	41	52	63	58
事業数(回)	21	16	23	20	20
延参加人数(人)	1,047	168	470	481	400

※令和元年度～4年度は新型コロナによる事業中止あり

(5) 子ども・子育て支援に関する各種事業

子ども・子育てに関する事業として、次の事業を実施しています。

【育児学級の概要(令和6年4月1日現在)】

事業内容	
・対象	・生後2～7か月児の保護者
・目的	・育児に必要な知識の習得や仲間づくり
・内容	・保健師による病気や心の育ち、保育士による遊びについて、作業療法士による身体と言葉の発達についての講話
・期間	・2年間で5クール実施(1クール4回)

【育児学級の利用状況の推移】

出典：保健福祉課

事業名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児学級	開催回数	3	2	1	2	2
	参加親子組数(延)	62	26	18	19	16
	参加親子組数(実数)	22	9	7	7	5
	1回当たり参加組数	5.2	3.3	4.5	2.7	2.3

5 母子保健事業の状況

(1) 母子保健事業の概要（令和6年4月1日現在）

母子健康手帳交付	母子保健法に定める市町村が交付する手帳のことで、妊娠中の健康状況や出産時の記録、成長の様子、予防接種実施状況を記録します。
妊婦健康診査	妊娠期間中に必要な健診を受ける時の助成をするものです。1人当たり、14回の健診および6回の超音波検査が対象となります。医療機関に委託して実施しています。
乳児健康診査	3～4か月、9～10か月児を対象に個別で医療機関を受診してもらいます。
1歳6か月児健康診査	それぞれの該当年齢に応じ、運動機能、精神発達、視聴覚等の状況を把握し、必要に応じて各種相談や受診につなぐ他、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることを目的としています。
3歳児健康診査	
乳児全戸訪問事業 (新生児訪問)	新生児のいるすべての家庭に保健師が訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行います。また平成25年度からは生後2か月までに2回目の訪問を行っています。
養育支援訪問事業	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を保健師が訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図っていきます。
乳幼児相談会	生後2か月から就学前の乳幼児と保護者を対象に子育てに関することが相談できる場を2か月に1回集団で開催しています。保健、栄養、歯科、発達などの相談対応や健診後のフォローも行っています。

出典：保健福祉課

(2) 母子保健事業の利用状況の推移

事業名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳	届出数(件)	20	18	18	13	12
妊婦健康診査	受診者数(人)	31	25	19	25	18
	延受診件数(件)	255	237	143	191	119
乳児健康診査	対象者数(人)	77	61	38	29	29
	受診者数(人)	72	60	37	28	29
	受診率(%)	93.5	98.3	97.4	96.6	100.0
1歳6か月児健康診査	対象者数(人)	26	19	24	21	16
	受診者数(人)	23	22	23	21	15
	受診率(%)	88.4	115.8	95.8	100.0	93.8
2歳児健康診査	対象者数(人)	24	26	-	-	-
	受診者数(人)	23	23	-	-	-
	受診率(%)	95.8	88.5	-	-	-
3歳児健康診査	対象者数(人)	27	21	22	23	21
	受診者数(人)	27	20	23	23	21
	受診率(%)	100.0	95.2	104.5	100.0	100.0
乳児全戸訪問事業	対象者数(人)	24	19	9	18	12
	利用人数(人)	24	19	9	18	9
養育支援訪問事業	利用実人数(人)	8	5	2	3	2
乳幼児相談会	参加延人数(人)	-	-	70	77	47

出典：保健福祉課

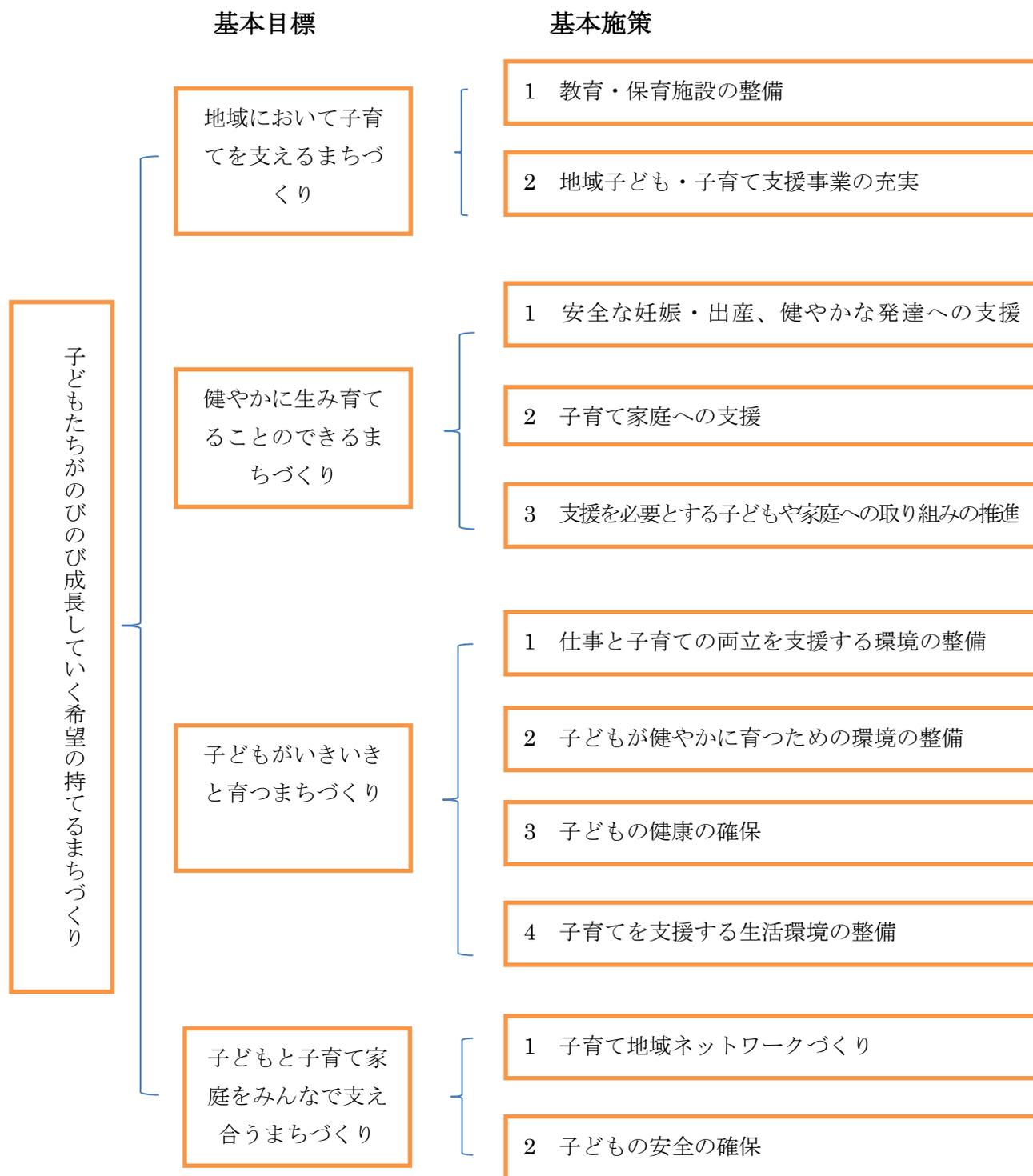
乳児健康診査は令和2年度までは、3～4か月、9～10か月、12～13か月児を対象に集団で実施していましたが、令和3年度以降は3～4か月、9～10か月児を対象に保護者自身で個別に医療機関を受診する方法に変わりました。

令和2年度の1歳6か月児健康診査受診率、および令和3年度の3歳児健康診査受診率が100%を超える理由は、前年度対象者が受診期間の延期により次年度にまたがったためです。

2歳児健康診査は令和2年度まで実施しています。

第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画 の評価（計画令和2年度から令和6年度）

計画体系及び基本施策



1 子ども・子育て支援事業計画の評価

基本目標1 地域において子育てを支えるまちづくり

基本施策1. 教育・保育施設の整備

子育て世代包括支援センター開設

健康推進係

【評価】

令和3年10月に子育て世代包括支援センターを開設し、事業を実施してきました。令和7年度以降は、こども家庭総合支援拠点の機能を併せ持った「こども家庭センター」を設置し、引き続き子育て世代への相談支援を継続実施します。

なお、令和5年度実施したニーズ調査の中で、「子育てに関して悩んでいること」について、未就学児の保護者は「発育・発達」「食事や栄養」が約20%増、小学生の保護者が「教育」と回答した割合25%増となっていたことから、療育機関や学校、教育委員会などの関係機関との連携を強化する必要があります。

基本施策2. 地域子ども・子育て支援事業の充実

延長保育事業

福祉係

放課後児童健全育成事業

社会教育係

一時預かり事業

福祉係

病児保育事業

福祉係

地域子育て支援拠点事業

福祉係

妊婦健康診査事業

健康推進係

乳幼児全戸訪問事業

健康推進係

養育支援訪問事業

健康推進係

実費徴収に係る補足給付を行う事業

福祉係

【評価】

いずれの事業も継続実施しています。令和5年度実施したニーズ調査において、父母ともに働いている割合が若干増えており、保育ニーズが高い状況にあることから、引き続き、認定こども園や子育て支援センター等と連携し、事業を継続します。

基本目標2 健やかに生み育てることのできるまちづくり

基本施策1. 安全な妊娠・出産、健やかな発達への支援

母子手帳の交付	健康推進係
訪問指導	健康推進係
保健相談・栄養相談	健康推進係
妊婦健康診査助成	健康推進係
プレママ交流会	健康推進係
乳児健診	健康推進係
1歳6か月児健診	健康推進係
2歳児検診	健康推進係
3歳児健診	健康推進係
5歳児相談	健康推進係
離乳食教室	健康推進係
子ども歯科検診・フッ素塗布	健康推進係
予防接種	健康推進係
赤ちゃん訪問事業	健康推進係

【評価】

町内に産婦人科、小児科はありませんが、安全に出産を迎え、健やかなこどもの成長を支えるために各種事業を展開してきました。今後も1人ずつきめ細やかな面談、保健指導を実施していきます。また、就労する保護者の増加により、平日日中の事業実施だけでは必要な支援が届きにくい様子もあることから、開催形態等について検討する必要があります。

基本施策2. 子育て家庭への支援

育児教室	健康推進係
子育て支援センターの設置	福祉係
認定こども園の設置	福祉係
要保護・準要保護児童生徒の就学援助	学校教育係
出産一時金支給	国保係
乳幼児医療費助成事業	国保係
児童手当扶助、児童扶養手当扶助、 特別児童扶養手当扶助	福祉係 福祉係
乳幼児養育手当	福祉係
心身障がい児・特定疾患・腎機能障がい者交通費助成	福祉係
重度障がい児日常生活用具給付	福祉係

身体障がい児補装具給付	福祉係
重度身体障がい児無料タクシー券交付	福祉係
子育て支援講座	福祉係
一時預かり事業	福祉係
奨学金貸与事業	学校教育係

【評価】

いずれの事業についても継続実施し、事業を必要とする方に利用いただくことができました。以下の事業については、計画期間内に内容が一部変更となっています。

・児童手当扶助：令和6年10月より児童手当の抜本的拡充が行われ、支給対象年齢（中学生→高校生年代）や第3子以降の支給額（15,000円→30,000円）の拡大、支給月の変更（年3回→年6回）が行われています。

基本施策3. 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みの推進

移動総合相談	健康推進係
発達支援事業	健康推進係
要保護児童地域対策協議会	福祉係
養育支援訪問事業	健康推進係
特別支援教室	学校教育係
居場所相談（不登校、自殺企図など）	福祉、健康推進、学校教育係

【評価】

いずれの事業についても継続実施していますが、居場所相談については、町内で18歳未満の子どもが学校以外に過ごせる居場所が少ない状況があり、相談があっても繋ぐ先が町外となる場合もあります。福祉、健康推進、学校教育係が連携し、町外の関係機関との連携を継続するとともに、町内の居場所づくりについても検討する必要があります。

基本目標3 子どもがいきいきと育つまちづくり

基本施策1. 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

育児・介護休業制度の普及・啓発	福祉係
児童館事業	社会教育係
放課後児童クラブ	社会教育係
放課後子ども教室	社会教育係

【評価】

社会教育係が所管する事業はいずれも継続実施できています。
育児・介護休業制度については、この5年間で大きく変化しています。ポスター掲示などで普及啓発を行っていますが、子育て世代に情報が行き届くよう、町のホームページなどによる情報発信などを強化する必要があります。

基本施策2. 子どもが健やかに育つための環境の整備

児童遊園地管理事業	福祉係
子ども会育成連絡協議会	住民活動
子ども劇場・芸術劇場・移動劇場事業	社会教育係
思春期教室	社会教育係
アソビバ! つべつ事業	社会教育係
国内青少年交流事業	社会教育係
青少年海外研修派遣事業	社会教育係
託児ボランティア養成	福祉係
ボランティアサークル「ひまわり」	社会教育係
遊び場・居場所の確保	福祉、社会教育係
世代間交流	福祉、社会教育係
教育相談事業	社会教育係
家庭教育学級	福祉、社会教育係
青少年問題協議会	社会教育係

【評価】

児童遊園地管理事業は、令和4年度に遊具点検を行った結果、いずれの設置遊具についても老朽化が進んでいたため、令和5年度に撤去しました。今後の遊具設置については、他課所管の公園も含め、他課と連携して町全体の公園のあり方について検討を行い判断していきます。

託児ボランティアについては、民生委員児童委員が中心となり役割を担っており、新たな託児ボランティアの養成は行っていません。ニーズ把握など行い、今後養成の必要性など検討します。

遊び場・居場所の確保については、「基本目標 2－基本施策 3」に記載のとおりです。

基本施策 3. 子どもの健康の確保

学校開放事業	社会教育係
町民スポーツ大会事業	社会教育係
スポーツ団体育成事業	社会教育係
安全な学校給食の推進	給食センター管理係
食育教育の推進	福祉、社会教育係
性教育・薬物乱用防止教室	健康推進、社会教育係

【評価】

四季を通じた様々な運動やスポーツの場を多く提供できましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による運動不足や生活習慣の乱れなどは心身の健康に大きな影響を与えました。引き続き、運動やスポーツの場や体験機会の提供を行い、心身の健康に対する意識の高揚を図る必要があります。

基本施策 4. 子育てを支援する生活環境の整備

住環境の整備	住宅係
子どもづれでも安心な環境づくり	福祉係
おむつ交換用ベビーシートの設置	福祉係

【評価】

住環境の整備は、適宜改修等進められています。

こどもづれでも安心な環境づくりやベビーシートの設置については、役場庁舎や子育て支援センター、図書館などの公共施設で進められてきました。引き続き、こどもづれでも安心な環境の整備について検討します。

基本目標4 子どもと子育て家庭をみんなで支え合うまちづくり

基本施策1. 子育て地域ネットワークづくり

子育て地域ネットワーク	福祉係
コミュニティ・スクール推進事業	学校教育係
社会を明るくする運動	社会教育係
少年補導委員	社会教育係

【評価】

子育て地域ネットワークについては、必要な体制整備が行われておらず、要保護児童対策地域協議会や子ども・子育て会議の中で、情報共有などを行うにとどまっています。子ども・子育てに関わる関係機関・部署が情報共有できる体制について、今後検討する必要があります。

基本施策2. 子どもの安全の確保

交通安全対策	住民環境係
交通安全教室の推進	住民環境係
通学路等の整備・防犯灯の整備	道路河川係

【評価】

毎年、交通安全協会や建設課と協議しながら、交通安全対策の一環として標識やミラーなどの設置を進めています。令和6年度には、こども園へ向かう道路にカーブミラーを設置し、安全性の向上を図りました。

また、交通安全教室については、警察と連携し、毎年4月に小学生を対象に実施しています。この活動を通じて、こどもたちへの交通安全意識の啓発に努めています。

今後も、関係団体と協力しながら、交通安全対策および交通安全教室の実施を継続していきます。

第4章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育の提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することになっています。

分類	事業名	事業内容	提供区域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園	町全域
	特定地域型保育	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数で保育する事業	
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を越えて、保育時間の延長を行う事業	町全域
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	
	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭等において養育を受けることが一般的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）	
	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業	
	一時預かり事業	保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等でこどもを一時的に預かる事業	
	病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型)	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業	
	子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業	

妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業
利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具其の他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事等に参加に要する費用その他これに類する費用を市町村が全部又は一部を助成する事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安に係る保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等

		その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。
	妊婦等包括相談支援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。
	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	乳児又は幼児であって満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
	産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保及び実施時期

計画期間の各年度における教育・保育の量の見込み

就学前のこどもを次の区分により町が認定し、認定証の交付後、保護者は希望の施設と契約し施設を利用します。

認定区分	認定要件	受入施設
1号	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定以外の幼児	認定こども園
2号	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である幼児	
3号	満3歳未満のこどもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳幼児	

教育・保育施設の量の見込量

単位：人

目標事業量		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号認定	見込量	15	15	15	15	15	
	確保の内容	17	17	17	17	17	
	差	-2	-2	-2	-2	-2	
2号認定	見込量	48	45	45	45	45	
	確保の内容	48	48	48	48	48	
	差	0	-3	-3	-3	-3	
3号認定	2歳	見込量	10	10	10	10	10
		確保の内容	12	12	12	12	12
		差	-2	-12	-2	-12	-12
	1歳	見込量	9	9	9	9	9
		確保の内容	11	11	11	11	11
		差	-2	-2	-2	-2	-2
	0歳	見込量	6	6	6	6	6
		確保の内容	6	6	6	6	6
		差	0	0	0	0	0
合計	見込量	88	84	87	87	87	
	確保の内容	94	94	94	94	94	
	差	-6	-10	-7	-7	-7	

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容・方策

計画期間の各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込及び実施時期

●延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認定子ども園で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

現在は、朝7時30分、夕方17:00から19:00の間で行っています。 単位：人

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年、延)		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
確保策	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用可能数	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
不足数		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現状の提供体制で量の見込みに対応できることから、新たな整備を行わず、現行の

提供体制によりニーズに対応します。

●放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施しています。

【現状】

令和6年度は69名の登録で実施しています。

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み1年生		13	10	12	9	5
" 2年生		15	13	10	12	9
" 3年生		17	15	13	10	12
" 4年生		9	17	15	13	10
" 5年生		10	9	17	15	13
" 6年生		12	10	9	17	15
計		76	74	76	76	64
確保策	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用可能数	90	90	90	90	90
不足数		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

引続き、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供していきます。

●子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があります。

【現状】

本町には施設はありません。

【今後の方向性】

利用意向調査では利用ニーズはありませんでしたが、今後ニーズがあれば近隣市町村の施設と委託契約等により実施することを想定しています。

●一時預かり事業

【事業概要】

普段、保育所の利用がない世帯の保護者が病気やケガなどにより、一時的に保育を必要とする場合や保護者の要請に応じて教育時間の終了後に引き続き預かる事業で

す。

【現状】

現状、認定こども園において行われています。

・一時預かり（一時保育・在園児以外）

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年、延)		70	25	25	25	25
確保策	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用可能数	70	25	25	25	25
不足数		0	0	0	0	0

・預かり保育（1号認定・在園児）

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年、延)		170	170	170	170	170
確保策	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用可能数	170	170	170	170	170
不足数		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

令和8年度から実施予定の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）と併せて一時預かり（一時保育・在園児以外）の利用が可能となります。

ニーズ量が多いと推測されますので、引続き実施していきます。

●病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保育ができない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

現状、認定こども園において保育中に体調不良となったこどもを一時的に預かっています。

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年、延)		250	250	250	250	250
確保策	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用可能数	250	250	250	250	250
不足数		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

体調不良となったこどもについて受け入れる病児保育事業を引続き実施していきます。

●地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

現在、子育て支援センターに委託して実施しております。

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(月、延)		320	320	320	320	320
確保策	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用可能数	320	320	320	320	320
不足数		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

ニーズ量を推測し、引続き実施していきます。

●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員になって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員は概ね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

本町での実施はありません。

【今後の方向性】

利用意向調査では、利用希望もありますので、今後のニーズ量や協力できる人がいるかなどの確認を行い事業実施の検討をしていきます。

●妊婦健康診査事業

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診14回、6回の超音波検査を受診できます。

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		15	15	15	15	15
確保策	利用可能数	15	15	15	15	15
不足数		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子ともに安心、安全な出産を

目指します。

●乳幼児全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

新生児のいるすべての家庭に保健師が訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行います。

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	15	15	15	15	15
確保策	利用可能数	15	15	15	15
不足数	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が、不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、全戸訪問を進めていきます。

●養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児、家事援助など)を行う事業です。

【現状】

様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を保健師が訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図っています。

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	5	5	5	5	5
確保策	利用可能数	5	5	5	5
不足数	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。

●利用者支援事業

【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調

整等を実施する事業です。

妊娠期から子育て期の妊産婦に、保健師等がきめ細やかに指導や相談・助言等の支援を行い、妊娠期から切れ目のない母子保健事業を推進しています。

【現状】

令和7年度からこども家庭センターを設置します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【今後の方向性】

妊娠や出産、子育て等の様々な相談に対応し、必要な支援につなげます。

●実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

【現状】

本町においては、所得状況に関わらず全ての保護者対象に、保育教材費、行事費、給食費の保護者負担分を助成しています。

【今後の方向性】

引続き、保育教材費、行事費、給食費の保護者負担分を助成します。

●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【現状】

本町での実施はありません。

【今後の方向性】

国や近隣自治体の動向を踏まえ、事業を検討します。

●子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が

いる家庭へヘルパーが訪問し、家事支援する事業です。

【現状】

本町での実施はありません。

【今後の方向性】

今後実際のニーズを把握していき、事業実施を検討していきます。

●**児童育成支援拠点事業**

【事業概要】

家庭や学校に居場所のない児童等に居場所となる場所を開設し、生活習慣の形成、学習サポート、食事の提供等の支援を行う事業です。

【現状】

本町での実施はありません。

【今後の方向性】

今後実際のニーズを把握していき、事業実施を検討していきます。

●**親子関係形成支援事業**

【事業概要】

子育てに悩みや不安を抱える保護者等に、講義やグループワーク等を通じ、相互の悩みや不安を相談・共有、情報交換ができる場を設け、親子間の適切な関係性の構築支援を行う事業です。

【現状】

本町での実施はありません。

【今後の方向性】

今後実際のニーズを把握していき、事業実施を検討していきます。

●**妊婦等包括相談支援事業**

【事業概要】

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。

【現状】

妊娠届出時と妊娠後期（8ヶ月）に面談を行い、出産後には生後4か月までの乳児訪問の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	妊娠届出数	15	15	15	15	15
	1組当たり 面談回数	2回	2回	2回	2回	2回
	面談実施 回数	30回	30回	30回	30回	30回
確保方策 (こども家庭センター)		45回	45回	45回	45回	45回

【今後の方向性】

引き続き、妊娠期から切れ目のない支援を行います。

●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就学園児を、月一定時間までの利用可の枠の中で、就労要件を問わず、保育所等で定期的に預かる事業です。

【現状】

本町での実施はありません。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み (延べ人数)	-	45人	45人	45人	45人
	確保方策 (延べ人数)	-	45人	45人	45人	45人
1歳児	量の見込み (延べ人数)	-	45人	45人	45人	45人
	確保方策 (延べ人数)	-	45人	45人	45人	45人
2歳児	量の見込み (延べ人数)	-	45人	45人	45人	45人
	確保方策 (延べ人数)	-	45人	45人	45人	45人

【今後の方向性】

令和8年度からの実施を見据え、検討が必要な課題等を把握し、円滑な実施につなげます。

●産後ケア事業

【事業概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

【現状】

産後ケアサービスの利用に対し1人あたり9回を上限に助成を行っています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ人数)	30人	30人	30人	30人	30人
保方策 (延べ人数)	30人	30人	30人	30人	30人

【今後の方向性】

引き続き、ケアやサポートを必要とする母子の支援を行います。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

幼児期の教育、保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものですが、こどもの最善の利益を考えながら、教育保育の提供と推進、地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していきます。

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

平成27年4月からの認定こども園開設により、老朽化していた3か所のへき地保育所を統合し、1か所において就学前の教育、保育を実施し、義務教育につなげる体制が整ったところです。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れる施設であることをふまえ、児童及び保護者の利便性を図り、今後の利用充実に努めます。

(2) 保育教諭等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育のめざすところは、本質的には全てのこどもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる保育教諭等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

① 研修

本町においては、認定こども園1か所の為、施設内で課題等の共有ができると考えている。職員の資質向上のための支援を行います。

② 特に配慮を要するこどもに関わる職員の資質向上

すべてこどもの健やかな育ち、こどもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのあるこどもや特別な支援を要するこどもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

③ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手でもある保育教諭等の確保がこれまで以上に切実な課題となると予想され、今後とも国の制度等を活用し、保育教諭の処遇改善に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、特に下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

- ① 乳幼児期の発達の連続性の理解
- ② 乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解
- ③ 障がいのある児童とともに行う活動機会の確保
- ④ 小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、下記の点に留意が必要であると考えます。

- ① 妊娠・出産期からの切れ目のない地域支援体制の確保
- ② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- ③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- ④ 地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人ひとりのこどもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域型保育事業は、供給が不足がちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。

この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満のこどもが、満3歳以降も認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

(5) 認定こども園と小学校との連携

乳幼児期におけるこどもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と認定こども園の職員が、共にこどもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基

礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、認定こども園と小学校との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

5 こどもに関する専門的な支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ① 住民間の距離が近く、生活状況の把握がしやすい身近な相談窓口である民生委員児童委員との日常的な情報交換とともに、相談から総合的な支援への円滑な接続を行うために要保護児童対策協議会を設置しています。
- ② 保護者が育児ストレスをため込まない環境づくりに向けて行政間の情報交換を行うとともに、虐待の早期発見・早期対応に向けて、保健福祉課を中心に関係諸機関と連携をとりながら、タイムリーな対応ができる体制の構築について努めます。

(2) ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)の自立支援の充実

ひとり親家庭は、子育て、生計、家事などの役割をひとりで担うため、精神的・身体的負担が大きく、特に母子家庭は生計に維持に苦勞するケースがあります。

厳しい環境であることの多いひとり親家庭への支援は、こどもの健全な成長・発達を支える上で大切になります。

今後は、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みの構築について努めます。

(3) 障がい及び配慮を要するこどもへの支援

- ① 認定こども園、児童クラブでは、必要に応じて職員を加配し、障がい児の教育・保育を支援しています。
- ② 発達障がい支援事業として、北海道療育病院に委託し、年2回認定こども園、学校等を巡回し、支援の必要なこどもの支援のあり方のアドバイスをもらっています。
- ③ 支援を必要とする子については、美幌町の発達支援センターに通所し療育の支援を行っています。
引き続き、現在の支援に努めます。

(4) 仕事と家庭の両立支援

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及は子育て支援サービスとともに少子化対策の柱といわれますが、国全体でも、多くの中小企業においても、なかなか浸透していないのが現状です。

今後は、母親の育児負担を軽減するためにも、住民に対するワーク・ライフ・バランスの普及、父親の育児参加を積極的に促す必要があります。

本町では、国全体や北海道で進める雇用環境の整備に関する取り組みを注視しながら、それらと連動した取り組みを検討します。

(5) こどもの貧困対策の充実

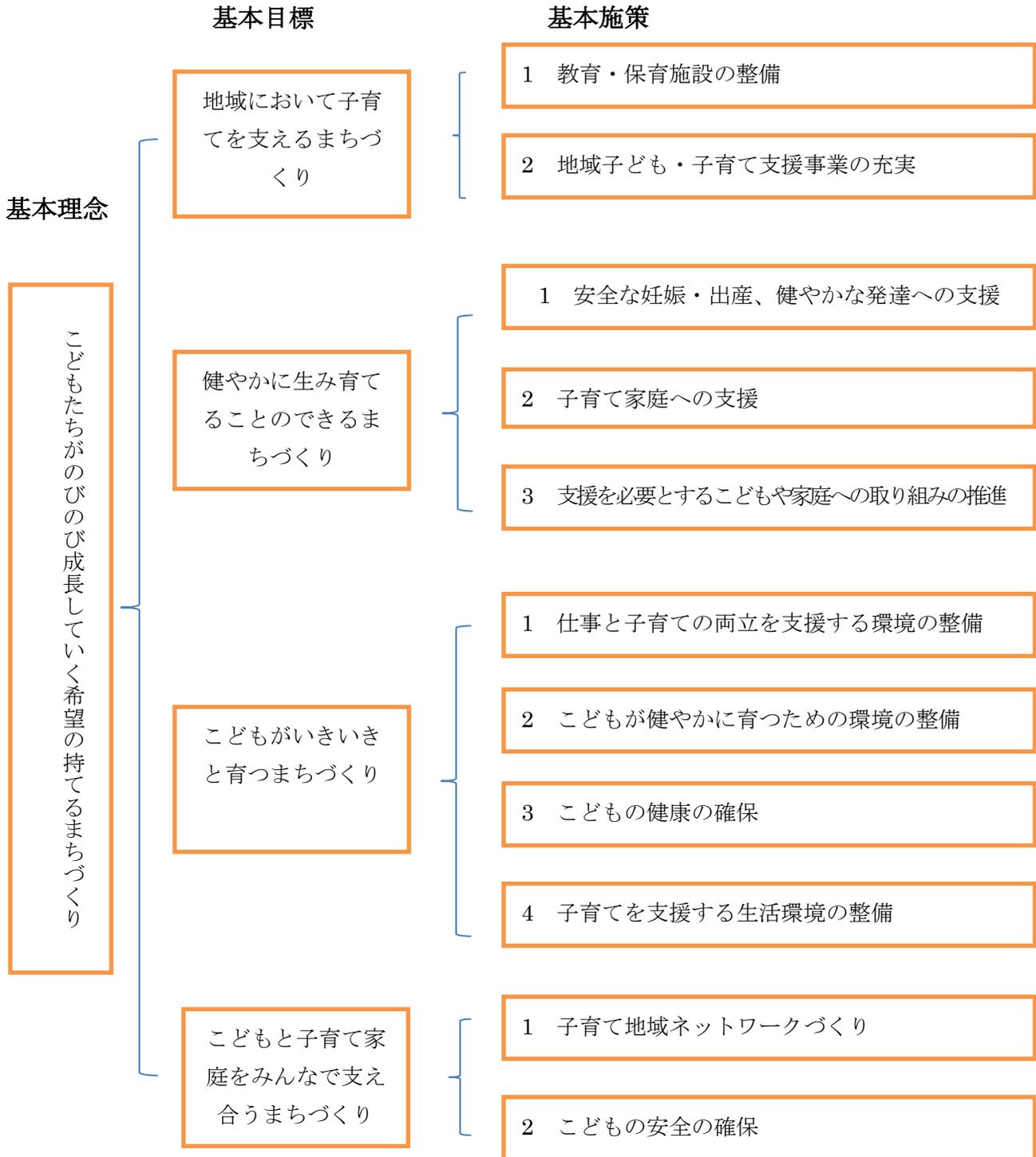
- ① 相談体制を充実するとともに、困難を抱える子育て家庭への養育支援や生活支援を推進します。さらに、食育の推進や虫歯予防など、こどもの健康増進を図るとともに、社会的な孤立に陥りがちな困難を抱えるこどもに対して、居場所の確保に努めます。
- ② こども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターによる、切れ目のない支援を実施するとともに、各地域関係機関とのネットワークを構築し、包括的な連携強化に努めます。

(6) ヤングケアラーへの支援

- ① 令和5年度、町内中学2年生と高校2年生を対象に、無記名式で「ヤングケアラーに係る実態調査」を実施しました。この中で、ヤングケアラーに該当するこどもはいませんでした。ヤングケアラーという言葉を知ったことがないこどもが約半数を占めていました。また、地域福祉計画策定に係るアンケート調査の中でも、約半数が「言葉は知っているが内容は知らない」「全く知らない」と回答していたことから、町内全体でも決して高くありません。このことから、引き続き広報紙や町ホームページ等を活用し、認知度を高めるための情報発信を行います。
- ② また、ヤングケアラーへの適切な支援については、こどもが日常過ごす学校や放課後の居場所などと相談機関との連携が必要不可欠です。今後設置を予定する「こども家庭センター」と小中学校など教育現場や関係機関との情報連携を行い、実態把握及び適切な支援を行います。

第5章 計画の基本目標と行動計画

計画体系及び基本施策



基本目標1 地域において子育てを支えるまちづくり

基本施策1. 教育・保育施設の整備

こども家庭センター開設 福祉、健康推進係

基本施策2. 地域子ども・子育て支援事業の充実

延長保育事業	福祉係
放課後児童健全育成事業	社会教育係
一時預かり事業	福祉係
病児保育事業	福祉係
地域子育て支援拠点事業	福祉係
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	福祉係
乳幼児全戸訪問事業	健康推進係
実費徴収に係る補足給付を行う事業	福祉係

基本目標2 健やかに生み育てることのできるまちづくり

基本施策1. 安全な妊娠・出産、健やかな発達への支援

母子手帳の交付	健康推進係
妊婦等包括相談支援事業	健康推進係
訪問指導	健康推進係
保健相談・栄養相談	健康推進係
妊婦健康診査	健康推進係
プレママ・プレパパ交流会	健康推進係
乳児健診	健康推進係
1歳6か月児健診	健康推進係
3歳児健診	健康推進係
6か月、1歳、2歳児相談	健康推進係
5歳児相談	健康推進係
離乳食教室	健康推進係
育児学級	健康推進係
子ども歯科検診・フッ素塗布	健康推進係
予防接種	健康推進係

赤ちゃん訪問事業	健康推進係
産後ケア事業	健康推進係

基本施策2. 子育て家庭への支援

妊婦のための支援給付	健康推進係
子育て支援センターの設置	福祉係
認定こども園の設置	福祉係
要保護・準要保護児童生徒の就学援助	学校教育係
出産一時金支給	国保係
乳幼児医療費助成事業	国保係
児童手当扶助、児童扶養手当扶助、 特別児童扶養手当扶助	福祉係
乳幼児養育手当	福祉係
心身障がい児・特定疾患・腎機能障がい者交通費助成	福祉係
重度障がい児日常生活用具給付	福祉係
身体障がい児補装具給付	福祉係
重度身体障がい児無料タクシー券交付	福祉係
奨学金貸与事業	学校教育係

基本施策3. 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みの推進

移動総合相談	健康推進係
発達支援事業	健康推進、学校教育係
要保護児童地域対策協議会	福祉係
養育支援訪問事業	健康推進係
子育て世帯訪問支援事業	福祉、健康推進係
児童育成支援拠点事業	福祉、健康推進係
親子関係形成支援事業	福祉、健康推進係
特別支援教室	学校教育係
居場所相談（不登校、自殺企図など）	福祉、健康推進、学校教育係
ヤングケアラー支援	福祉、健康推進、学校教育係

基本目標3 こどもがいきいきと育つまちづくり

基本施策1. 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

育児・介護休業制度の普及・啓発	福祉係
放課後児童クラブ	社会教育係

基本施策2. こどもが健やかに育つための環境の整備

児童遊園地管理事業	福祉係
子ども会育成連絡協議会	住民活動
児童館事業（芸術鑑賞含む）	社会教育係
放課後子ども教室	社会教育係
アソビバ！つべつ事業	社会教育係
生活体験通学合宿事業	社会教育係
国内青少年交流事業	社会教育係
託児ボランティア養成	福祉係
ボランティアサークル「ひまわり」	社会教育係
オリンピック事業	社会教育係
遊び場・居場所の確保	福祉係
世代間交流	福祉係
教育相談事業	学校教育係
家庭教育学級（ちびっこクラブ）	社会教育係

基本施策3. こどもの健康の確保

学校開放事業	社会教育係
アソビバ！つべつ事業（水泳、スケート、体力測定、食農）	社会教育係
生活体験通学合宿事業	社会教育係
オリンピック事業	社会教育係
紅葉マラソン大会	社会教育係
冬季町民スポーツ事業（スキー、スケート）	社会教育係
スポーツ団体育成事業	社会教育係
安全な学校給食の推進	学校給食係
食育教育の推進	学校給食係

基本施策4. 子育てを支援する生活環境の整備

住環境の整備	住宅係
子どもづれでも安心な環境づくり	福祉係
おむつ交換用ベビーシートの設置	福祉係

基本目標4 こどもと子育て家庭をみんなで支えあうまちづくり

基本施策1. 子育て地域ネットワークづくり

子育て地域ネットワーク	福祉係
学校運営協議会事業	学校教育係

基本施策2. こどもの安全の確保

交通安全対策	住民環境係
交通安全教室の推進	住民環境係
通学路等の整備・防犯灯の整備	道路河川係

第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の確認

本計画は、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、関係部局間の連携や調整を行い、全庁的な充実を図ります。

また、計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、点検、評価については「津別町子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として推進します。

